

## 第 3 章 施策展開

---

- 【居住者・コミュニティ】からの視点に係る施策
- 【住宅ストック】からの視点に係る施策
- 【浜松市の特性】からの視点に係る施策
- 【社会環境の変化】からの視点に係る施策

## 第3章 施策展開

本計画では前章までに整理した4つの視点及び10の目標に基づき、総合的な住宅施策の推進を図ることとします。

本章では、視点ごとに設定された目標に基づき、計画期間で実施する施策展開を示します。また、本計画を掲げる住宅施策を推進することでSDGsの達成に貢献していくため、各目標に関連する主なゴールを示します。

【居住者・コミュニティ】からの視点

【基本方針】

### すべての人が安全安心で暮らしやすい住まいの確保



#### <10年後の未来像>

- ・三世同居近居や利便性の高い地域での住宅取得推進等により子育てしやすい住環境の整備が進み、合計特殊出生率\*が向上しています。
- ・公・民による住宅のセーフティネット機能の最適な供給により、住宅確保要配慮者\*にも住まい場所が安定的に確保されています。
- ・住宅のユニバーサルデザイン化が進むとともに地域の防火・防犯活動が盛んになり、誰もが安心して不安なく暮らせる住まい・コミュニティが実現しています。

#### ▶目標

- 目標1 子育て世代が安心して子どもを産み育てやすい住生活の実現
- 目標2 高齢者・障がい者等が健康で安心して暮らせる住生活の実現
- 目標3 住宅確保要配慮者\*が安心して暮らせる住宅のセーフティネットの持続可能な整備・運営

## 【目標1】

### 子育て世代が安心して子どもを産み育てやすい住生活の実現

人口増加や出生率向上につなげるため、子育て世代が安心して子どもを産み育てることのできる住環境整備、利便性の高い地域での子育て世代の住宅取得等の取組を推進します。



#### < 施策展開 > (◎：新規施策)

- ◎子育てに便利な施設を利用しやすい居住誘導区域\*内での住宅取得や増築・改修等にかかる費用を支援します。支援にあたって子育て世代が親世代と同居・近居する場合について優遇することで三世代が支えあって暮らす環境整備を促進します。(住宅課)
- ◎自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金の貸付を行います。(返還免除の要件あり)(子育て支援課)
- ◎子どもを持つことを希望する世帯が理想とする出生数をかなえられるよう、新生活をスタートさせようとする新婚世帯を対象に住宅取得やリフォーム、住宅賃借や引越しの費用を支援します。(次世代育成課)

#### < 成果指標 >

指標	現状値	目標値 (2026(R8))	最終目標値 (2031(R13))
①子どもを産み育てやすい環境が整っていると思う人の割合	22.1% (R3)	50% (R6)	—※
②合計特殊出生率※	1.51 (H30)	1.87	1.94

※2026（令和8年）以降の指標及び目標値については総合計画の今後の目標を踏まえ、改めて検討する。

## 【目標2】

### 高齢者・障がい者等が健康で安心して暮らせる住生活の実現

高齢者や障がい者等誰もが安心して暮らしやすい住まいを確保するとともに、住宅のユニバーサルデザイン化や地域の防犯・防火に取り組み、また、地域コミュニティの維持に配慮します。



#### < 施策展開 > (◎：新規施策)

##### ●高齢者・障がい者等が安心して暮らせる住まいの確保

- ・心身等の状況等により日常生活に支障をきたしている高齢者や障がい者がいる世帯へ住宅改造費の一部を助成します。(高齢者福祉課)  
(介護保険課)  
(障害保健福祉課)
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、配食サービス、緊急通報システムの貸与、軽度生活援助員派遣等、生活支援サービスの提供を行います。(高齢者福祉課)
- ・在宅重度身体障害者の移動入浴サービス、在宅重度身体障害者の施設利用入浴サービス、身体障害者配食サービス等、障がい者への生活支援サービスの提供を行います。(障害保健福祉課)
- ・サービス付き高齢者向け住宅\*の供給促進や普及啓発及び法律に基づく適切な管理運営推進を行い、高齢者の多様なニーズに応じた住まいの確保を図ります。(住宅課)  
(高齢者福祉課)
- ・高齢者向け優良賃貸住宅\*の家賃補助を行い、高齢者の居住の安定の確保を図ります。(住宅課)
- ・リバースモーゲージ\*やマイホーム借上げ制度\*等、高齢者の居住の安定の確保に資する金融や不動産に関する制度の普及啓発を図ります。(住宅課)

##### ●地域でささえあい、安心して暮らせるコミュニティの維持

- ・出前講座やイベント開催により、ユニバーサルデザインの推進を図ります。(UD・男女課)
- ・住宅用火災警報器の設置・適切な維持管理の必要性の啓発等住宅防火対策を推進します。(予防課)
- ・犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画に基づき、地域の防犯活動や子どもの見守り活動等を支援します。(市民生活課)

#### < 成果指標 >

指標	現状値	目標値 (2026(R8))	最終目標値 (2031(R13))
③高齢人口に対する高齢者向け住宅の割合	2.17% (R2)	3%	4%
④高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	47.8% (H30)	現状値より 向上	現状値より 向上

### 【目標3】

## 住宅確保要配慮者※が安心して暮らせる住宅のセーフティネットの持続可能な整備・運営

高齢者単身世帯の増加や外国人世帯の急増等により、住宅の確保に配慮を必要とする者は多様化していることから、住宅のセーフティネットの中心的役割を担う市営住宅の適切な維持管理を推進するとともに、セーフティネット住宅※やサービス付高齢者向け住宅等、民間活力による住宅のセーフティネット機能の整備を推進します。



### <施策展開> (◎：新規施策)

#### ●市営住宅の適正な管理運営

- ◎「パートナーシップ宣誓制度※」の宣誓者について、市営住宅入居申込の対象とします。(住宅課)
- ◎家賃債務保証制度※を実施し、高齢者をはじめ、連帯保証人を確保できないことにより市営住宅に入居できない方の居住の安定の確保を図ります。(住宅課)
- ・「市営住宅管理運営方針」に基づいて、入居募集、入居者・団地管理、家賃収納、大規模災害時の対応等、市営住宅の適正な維持管理や運営を実施します。(住宅課)
- ・市営住宅の入居状況や応募状況等に応じて入居資格要件を柔軟に見直すことで年齢や世帯構成等コミュニティバランスに配慮した入居募集や高齢者やひとり親世帯等の住宅困窮度が高い世帯の優先入居を実施するとともに、必要な供給戸数を確保します。(住宅課)
- ・市営住宅の入居世帯において、入居者の身体の変化や世帯員の異動等により住戸とのミスマッチが生じた場合、入居者からの申出に応じて住み替えを検討します。(住宅課)
- ・外国人の入居円滑化を図るため、入居手続きや入居後の生活ルールの周知等について多言語により案内します。(住宅課)

#### ●市営住宅の適正な維持管理

- ・市営住宅建替事業においては需要動向を踏まえて地域単位での集約化を図るとともに、PPP/PFI手法※等により民間活力を積極的に導入します。また、環境配慮やユニバーサルデザイン化、FSC認証材※の利用促進を図るとともに、医療・福祉施設や生活支援施設等の導入を検討します。(住宅課)
- ・市営住宅の建物の維持管理においては将来見込まれる工事の内容、時期や事業費についてあらかじめ想定し、計画修繕及び改善事業に計画的に取り組みます。(住宅課)
- ・市営住宅の用途廃止においては困窮世帯の状況に配慮した上で、借地に立地する団地及びすでに耐用年数が経過し、または費用対効果の観点から維持管理を実施することが困難な住棟について実施します。(住宅課)

●民間賃貸住宅への円滑な入居体制づくり

◎住宅確保要配慮者※円滑入居賃貸住宅の登録を推進し、セーフティネット住宅※として登録される民間賃貸住宅を確保します。 (住宅課)

・県、市町、不動産関係団体から構成される「静岡県居住支援協議会※」の活動を通じて、高齢者、障害者、ひとり親・多子世帯等の子育て世代等住宅確保要配慮者※の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図ります。 (住宅課)

●生活困窮者への自立支援

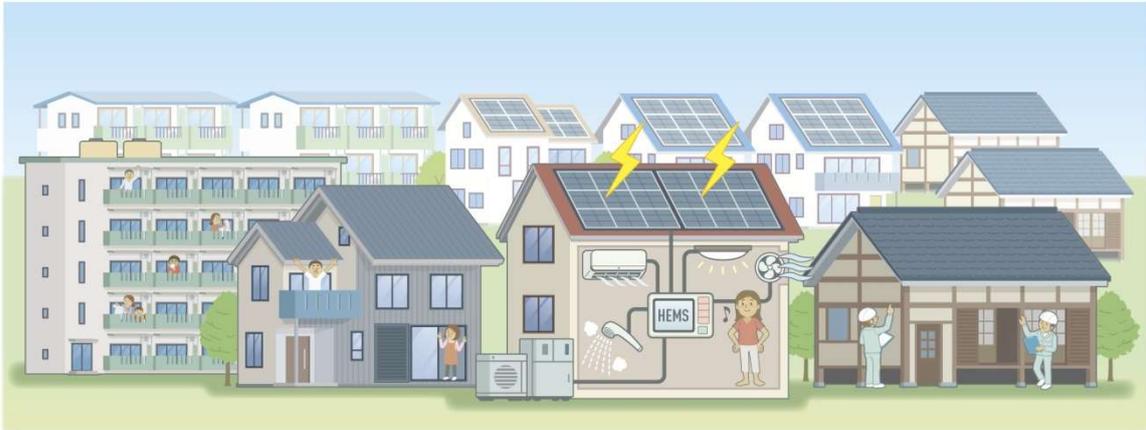
・離職・休業・廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失した人または住居を喪失するおそれのある人に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、家賃相当分の住居確保給付金※を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。 (福祉総務課)

<成果指標>

指標	現状値	目標値 (2026(R8))	最終目標値 (2031(R13))
⑤浜松市公営住宅等長寿命化計画の進捗	—	60%	100%
⑥セーフティネット住宅※の登録戸数	7,101戸 (R3)	現状値を維持	現状値を維持



## 循環流通を促す高性能な住まい・住宅市場の整備・構築



### <10年後の未来像>

- ・新築住宅のみならず既存住宅においても長期優良住宅※や ZEH ※等、長寿命で省エネルギー性能や災害安全性が高い良質な住宅ストックの集積が進んでいます。
- ・分譲マンションの管理状態が管理計画認定制度によって改善されています。
- ・中古住宅の流通市場が活性化し、空き家数が減少しています。

### ▶目標

- 目標 4 脱炭素社会※に向けた住宅の循環利用の促進と良質な住宅ストックの形成
- 目標 5 空き家の管理・除却・利活用の一体的な推進
- 目標 6 分譲マンションの管理適正化の促進

## 【目標4】

# 脱炭素社会※に向けた住宅の循環利用の促進と良質な住宅ストックの形成

2050年カーボンニュートラル※の実現に向け、長期優良住宅やZEH※等の普及により、住宅の長寿命化や、省エネルギー対策の強化と太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むとともに、既存住宅にも省エネ創エネ設備導入やスマート化※を推進することにより、住宅分野での環境負荷の削減に取り組みます。また、住宅市場においては、近年増加傾向にある中古住宅流通のより一層の市場の活性化を図るため、環境性能や耐震性能を備えた優良な既存ストックの蓄積を図り、新築に依存しない健全で持続可能な市場形成を図ります。



### < 施策展開 > (◎：新規施策)

- ◎創エネ・省エネ・蓄エネ設備が積極的に導入され、分散型エネルギー※を賢く使うスマート化※のモデル事業に対する支援を行うとともに、市内他地域への横展開を図ります。 (CN 推進事業本部)

---

- ◎居住誘導区域※内での中古住宅取得や増築・改修等にかかる費用を支援することで住宅ストックの循環利用を促します。 (住宅課)

---

- ・住まいに関する支援制度や相談窓口、新築時やリフォーム時の注意点等を紹介した「はままつ住まいづくりガイド」を策定し、毎年度更新していきます。 (住宅課)

---

- ・良質な住宅ストックとしての集積が期待できる長期優良住宅制度についてははままつ住まいづくりガイドやホームページへの掲載、パンフレットの配布、出前講座の実施等によって普及啓発を図ります。 (住宅課) (建築行政課)

---

- ・戸建て住宅や集合住宅への創エネ・省エネ・蓄エネ設備の導入に対して補助を行います。 (CN 推進事業本部)

---

- ・ZEH※に対する補助等による普及や高断熱・高気密リフォームの推進等により、住宅の脱炭素化を図ります。 (CN 推進事業本部)

---

- ・3階建以下の市営住宅建替事業においては、法令により木材を使用できない場合を除き、地域材を使用した木造住宅とするよう努めます。 (住宅課)

### < 成果指標 >

指標	現状値	目標値 (2026(R8))	最終目標値 (2031(R13))
⑦民生・家庭部門の二酸化炭素排出量	※令和5年度までに見直される浜松市地球温暖化対策実行計画の目標値に即した目標値とする		
⑧既存住宅の流通シェア (住宅・土地統計調査)	8.8% (H30) ※静岡県： 10.0%	静岡県全体 と同等	静岡県全体 と同等
⑨長期優良住宅の認定件数	14,002戸 (R1)	22,500戸 (R7)	31,000戸 (R12)

## 【目標5】

### 空き家の管理指導・除却の促進・利活用の一体的な推進

空き家の管理指導・除却の促進・利活用を一体的に推進し、安全で快適な住環境の維持・向上を目指します。



#### < 施策展開 > (◎：新規施策)

◎浜松市空き家バンク※を活用し、市内の空き家の流通促進を図ります。 (市民生活課)

◎土地売却等の流通に乗せること等を目的として、空き家所有者の承諾を得た上で、不動産関係団体等へ情報提供を行います。 (市民生活課)

◎周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき改善するよう、所有者へ指導します。また、原則として公益性が十分に認められる場合に行う特定空家※の除却については国庫補助事業の「空き家対策総合支援事業」を活用します。 (市民生活課)

◎一定の条件を満たした戸建て住宅の空き家を解体する個人の所有者に対して、費用の一部を補助します。 (市民生活課)

◎中山間地域の移住・定住促進に向けた取組として、移住者の受け入れに積極的な集落を Welcome 集落として登録し、当該地域への移住者に空き家を提供した場合、所有者に対して奨励金を支給します。また、中山間地域に移住コーディネーターを配置し、移住者の希望にあった地域の案内や空き家バンク※物件等を紹介し、移住・定住を支援します。 (市民協働・地域政策課)

・空き家に関する出前講座及び民間事業者と連携したワンストップ相談会を開催します。 (市民生活課)

#### < 成果指標 >

指標	現状値	目標値 (2026(R8))	最終目標値 (2031(R13))
⑩住宅・土地統計調査（総務省）における一戸建て空き家率	3.5% (H30)	現状値より抑制	—
⑪市民相談に対する対応の解決率	40.5% (H28～R2)	45% (R3～R7)	—

## 【目標6】

### 分譲マンションの管理適正化の促進

高経年の分譲マンションが管理不全による外壁滑落等、居住者のみならず周辺住民にまで悪影響を与える懸念については、マンション管理適正化法に基づく管理水準の底上げにより、管理不全マンションの発生の未然防止を図ります。



#### < 施策展開 > (◎：新規施策)

- ◎浜松市マンション管理適正化推進計画※に基づき、各種の施策を展開（住宅課）し、市内の分譲マンションの管理水準の底上げを図ります。
- ◎マンション管理適正化法に基づく管理計画認定制度※の運用や管理不全のマンションに対する指導・助言等を必要に応じて実施します。（住宅課）
- ◎「静岡県マンション管理適正化推進協議会」への参加を通じて分譲マンション管理セミナーや無料のマンション管理相談会の開催により、大規模修繕や建替え等に関する相談体制の充実を図ります。（住宅課）
- ◎市内の分譲マンションの実態調査を5年に1回程度実施します。（住宅課）

#### < 成果指標 >

指標	現状値	目標値 (2026(R8))	最終目標値 (2031(R13))
⑫25年以上の長期修繕計画に基づき修繕積立金を設定している管理組合の割合	51% (R2)	—	75%

## 地域特性を踏まえた持続可能な住環境整備・住生活産業の充実



### <10年後の未来像>

- ・居住誘導区域への住み替えの促進により都心をはじめとした安全で利便性の高い地域の居住人口が増加しています。
- ・中山間地域では地域の魅力を活かした移住・定住の取組や空き家の利活用が進み、集落機能が維持されています。
- ・天竜材の住宅利用が拡大するとともに、FSC 認証を受けた森林面積や FSC 認証材※の年間生産量が増加しています。
- ・住宅への創エネ設備の普及が進み、特に太陽光発電については「太陽光発電導入日本一のまち」が堅持されています。また、個々の住宅で創出されるエネルギーを賢く使いこなすスマートコミュニティの形成を目指す等、スマートプロジェクトの取組が活発化しています。

### ▶目標

- 目標 7 浜松らしさを活かした住生活分野での SDGs の取組の推進
- 目標 8 地域特性を踏まえた持続可能な住まい方の実現

## 【目標7】

### 浜松らしさを活かした住生活分野でのSDGsの推進

本市の強みである林業や全国トップクラスの日照時間を活かし、住宅分野でも浜松市SDGs未来都市計画に基づく取組を進めます。林業分野では、FSC認証材<sup>※</sup>の年間生産量の拡大による林業・木材産業の成長・拡大や天竜材の住宅利用の拡大を推進します。日照時間を活かした住宅への太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を推進します。



#### < 施策展開 > (◎：新規施策)

- ◎FSC 認証材<sup>※</sup>である天竜材の新規ユーザー開拓を目的に機能性やデザイン性等に優れた天竜材を使用した建築物や木製品・家具等について市内外に情報発信を行います。 (林業振興課)

---

- ◎市内の住宅等で創出される分散型エネルギー<sup>※</sup>をコミュニティ単位で賢く使いこなすスマート化<sup>※</sup>に向けた具体のプロジェクト創出のため、浜松市スマートシティ<sup>※</sup>推進協議会との連携や「浜松市スマートタウンガイドライン」に沿った開発事業者に対する事業支援を行います。 (CN 推進事業本部)  
(土地政策課)

---

- ・市営住宅建替事業においては FSC 認証材<sup>※</sup>の利用促進を図ります。特に3階建以下の市営住宅建替事業においては、法令により木材を使用できない場合を除き、地域材を使用した木造住宅とするよう努めます。 (住宅課)

---

- ・天竜材の利用拡大を目的に、天竜材を主要構造材等に一定量以上使用して住宅を建築する建築主に対し、その費用の一部を支援します。 (林業振興課)

---

- ・浜松地域 FSC・CLT 利活用推進協議会と連携して天竜材の利用拡大や CLT<sup>※</sup>設計技術を習得及び CLT 物件の建築、川上から川下までの効率的な供給網の構築、各種プロモーション活動等を実施します。 (林業振興課)

---

- ・戸建て住宅や集合住宅への創エネ・省エネ・蓄エネ設備の導入に対して補助を行います。 (CN 推進事業本部)

#### < 成果指標 >

指標	現状値	目標値 (2026(R8))	最終目標値 (2031(R13))
⑬「天竜材の家百年住居る助成事業」の補助件数	131件 (R1)	250件	250件
⑭再生可能エネルギーと自家発電設備(ガスコージェネレーション等)による電力自給率	16.0% (R2)	—	30.6% (R12)
⑮「家庭」部門の電力使用量の省エネルギー目標	1,958,000MWh 基準年度比 1.0%削減 (R2)	—	1,891,000MWh 基準年度比 2.5%削減 (R12)

## 【目標8】

### 地域特性を踏まえた持続可能な住まい方の実現

都市経営や都市環境の面においてコンパクトで持続可能なまちづくりを進めるため、居住誘導区域※への住み替えを促進し、特に古い住宅団地等まちなかでも高齢化が懸念されるような地域の住宅の循環利用を図ります。また、都心の便利な住まいから中山間地域の自然と共生した住まいまで、多様な住まい方が選択できる本市において、地域の魅力を活かした過疎対策や世帯ごとの希望に応じた住まい方が実現できるような支援に取り組みます。



#### <施策展開> (◎：新規施策)

##### ●浜松らしいまちづくり

- ◎中山間地域の移住・定住促進に向けた取組として、移住者の受け入れに積極的な集落を Welcome 集落として登録し、当該地域への移住者に空き家を提供した場合、所有者に対して奨励金を支給します。また、中山間地域に移住コーディネーターを配置し、移住者の希望にあった地域の案内や空き家バンク※物件等を紹介し、移住・定住を支援します。(市民協働・地域政策課)

---

- ◎都心をはじめ、郊外部と比較して住宅取得費が高額な市街地で若年世帯・子育て世代が利便性を重視した暮らしを実現できるよう、住宅取得や増築・改修等にかかる費用を支援します。(住宅課)

---

- ・勤労者の生活水準の向上と住宅取得の促進を図ることを目的として、住宅建設資金を借り入れた勤労者に対して利子に対する補助を実施します。(産業振興課)

---

- ・良好なまち並みを保全・形成するため、景観に関する講座の実施や、パンフレット等の普及啓発資料の配布に取り組みます。(土地政策課)

---

- ・良好な居住環境を保全・形成するため、地区計画制度を活用して地域の実情を踏まえたルールづくりやルールの運用・見直しに取り組みます。(土地政策課)

---

- ・道路、公園、河川等の公共施設を整備改善するとともに、土地の区画を整えて宅地の利用の増進を図る土地区画整理事業を実施します。(市街地整備課)

---

- ・市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新及び市街地環境の整備改善等を図る市街地再開発事業を実施します。(市街地整備課)

---

- ・土地利用の高度化、市街地環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等を図る優良建築物等整備事業を実施します。(市街地整備課)

## ●コンパクトで持続可能なまちづくり

◎居住誘導区域外から居住誘導区域内へ移転する際の住宅取得や増築・改修等にかかる費用を支援することによりコンパクトで持続可能なまちづくりを進めます。 (住宅課)

◎都市計画マスタープランに即する土地利用計画制度の運用方針として「土地利用方針」を策定するとともに、地域地区制度、開発許可制度等の見直しを行い、コンパクトで安全安心な土地利用を推進します。 (都市計画課)  
(土地政策課)

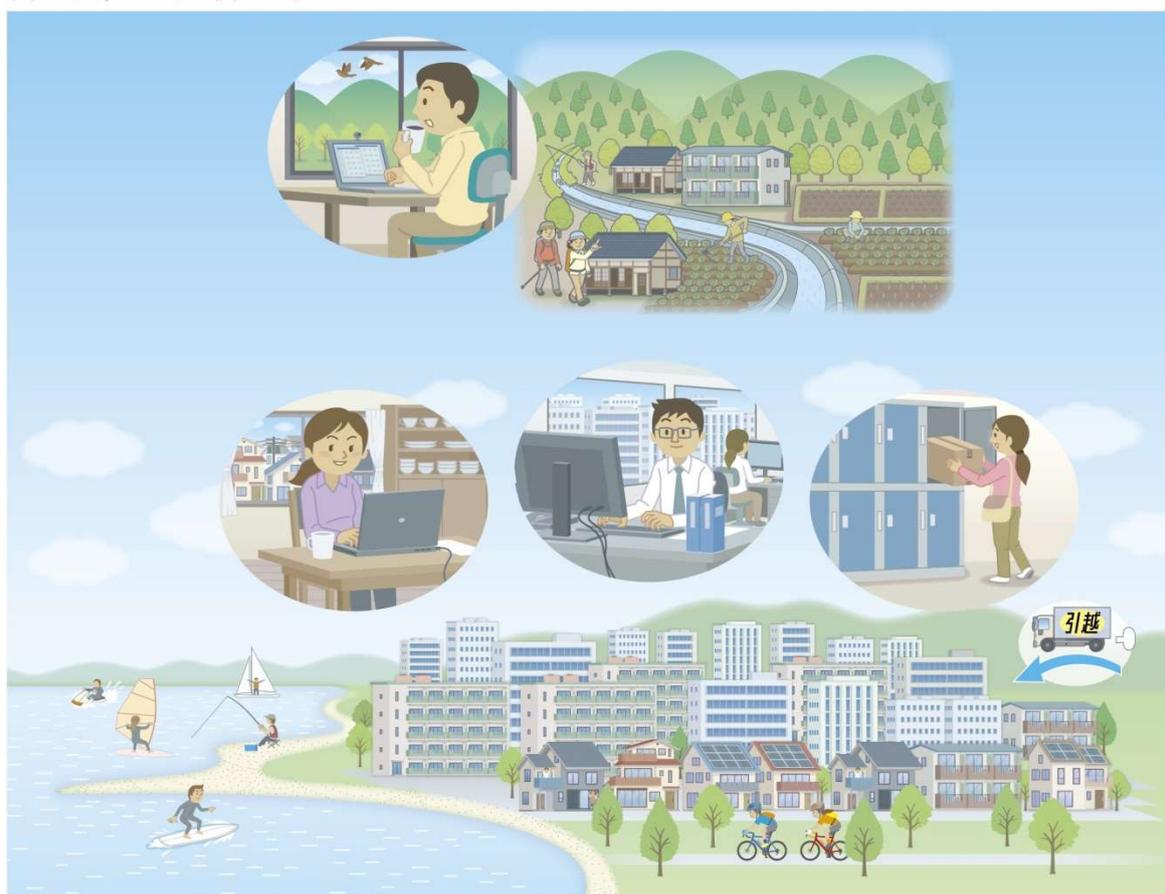
・サービス付き高齢者向け住宅\*の新規立地については居住誘導区域内への立地誘導を図ります。 (住宅課)

### <成果指標>

指標	現状値	目標値 (2026(R8))	最終目標値 (2031(R13))
⑩住んでいる地域が住みやすいと思う人の割合	<b>60.9%</b> (R2)	<b>65%</b> (R6)	—※
⑪居住誘導区域内人口密度	<b>61.5人/ha</b> (H30)	<b>現状値維持</b>	<b>現状値維持</b>

※2026（令和8年）以降の指標及び目標値については総合計画の今後の目標を踏まえ、改めて検討する。

## 社会環境の変化に対応した住まいの確保



### <10年後の未来像>

- ・若者を中心に市外からの移住者が増加し、転入超過の状況が維持されているとともに、多拠点居住※やワーケーション※の受け皿として関係人口が増加しています。
- ・住宅内テレワークスペースの整備や宅配ボックス・自動水栓の設置等、非接触型の住環境整備が進んでいます。
- ・ハザードマップの配布や災害リスクの高い地域からの居住地移転等、ソフトとハードによる防災・減災の取組が進んでいます。また、災害時の応急的な住まいの候補地確保や体制整備が完了しています。

### ▶目標

目標9 コロナ禍をきっかけとした新しい住まい方の実現

目標10 頻発・激甚化する災害に対応した住まいづくりや災害時の応急的な住まいの確保

## 【目標9】

### コロナ禍をきっかけとした新しい住まい方の実現

コロナ禍をきっかけとした居住に関する価値観・生活感が変容し、住まい方のニーズが急激に変化・多様化しています。人が密集する都市での生活を避ける地方回帰の機運が高まり、本市への移住を促進する好機となっています。若年層を中心にこのような移住希望者の支援を推進するとともに、大都市の企業による多拠点居住やワーケーション※の受け皿となるべく対応の強化に努めます。また、テレワークや遠隔・非接触での顧客対応や契約交渉等、DX※の急速な進展に対応するための住宅リフォームの支援を行います。また、コロナ禍を契機に住宅確保要配慮者※となった方への居住支援を行います。



#### < 施策展開 > (◎：新規施策)

- ◎市外から本市への移住を促進するため、市外からの移住者（50歳未満の夫婦、ひとり親家庭、パートナーシップ宣誓制度※の宣誓者等）に対し、住宅取得、増築・改修、住宅賃借等にかかる経費を助成します。（市民協働・地域政策課）

---

- ◎現状では若年層の東京圏への人口移動が転出超過となっていることを踏まえ、東京圏から本市へのUターン※・Iターン※移住に際し、就業やテレワーク等の要件を満たした移住者へ支援金を助成します。（市民協働・地域政策課）

---

- ◎「新しい生活様式」の定着を図るため、テレワークへの対応をはじめとしたリフォーム工事の補助制度について普及啓発に取り組みます。（住宅課）

---

- ◎コロナ禍で増加している生活困窮者の居住の確保のため、民間賃貸住宅の確保や市営住宅への一時入居を実施します。（福祉総務課）  
（住宅課）

---

- ◎自然・歴史・食文化・大都市圏からのアクセスの良さ等本市の多様な魅力を活かして多拠点居住※やワーケーション※を推進するための環境整備やシティプロモーション活動※に取り組みます。（観光・CP課）

#### < 成果指標 >

指標	現状値	目標値 (2026(R8))	最終目標値 (2031(R13))
⑱人口の転入者数と転出者数の差	+403人 (R1)	転入超過を維持	転入超過を維持
⑲テレワーク・オンライン授業の普及	19.6% (R3)	現状値より向上	現状値より向上

## 【目標 10】

### 頻発・激甚化する災害に対応した住まいづくりや 災害時の応急的住まいの確保

地球温暖化の影響等により、近年は自然災害が頻発化・激甚化しており、防災・減災に向けた総合的な取組が進んでいます。インフラ・建物等の耐震化や災害リスクが低い場所へ居住を誘導する取組に加え、災害によって家を失った方の応急的住宅の確保についての平時から取り組みます。



#### <施策展開> (◎：新規施策)

##### ●災害に強い住まい・住宅地の形成

- |   |            |
|---|------------|
| ◎災害リスクの高い地域*から居住誘導区域*内へ移転する際の住宅取得や増築・改修等にかかる費用を支援することで安全安心な地域での居住推進を進めます。   | (住宅課)      |
| ◎安全安心な都市の実現に向けて、地域の様々な災害リスクに対応した防災都市づくりの基本方針、施策等を示す「防災都市づくり計画」を策定します。   | (都市計画課)    |
| ・浜松市プロジェクト「TOUKAI-0*」総合支援事業における各種制度の活用をし、住宅の耐震化促進・災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等からの移転促進・倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去の促進・地震に対して安全な塀の設置促進に取り組みます。 | (建築行政課)    |
| ・地震発生時における家具の転倒や散乱による被害を防止または軽減するため、高齢者、障がいのある人世帯を対象として自宅の家具を固定するための費用を支援します。   | (危機管理課)    |
| ・1981(昭和56)年5月31日以前に建築された木造住宅への耐震シェルター設置について補助します。  | (建築行政課)    |
| ・事業者等の名簿を公表することにより、市民が安心して耐震改修を実施できる環境づくりに取り組みます。   | (建築行政課)    |
| ・住宅への創エネ・蓄エネ設備の導入に対して補助を行い、災害に強い住宅の普及を図ります。   | (CN推進事業本部) |
| ・防災上・住環境の上でも問題点が多い狭い道路の拡幅整備を推進します。  | (建築行政課)    |

●災害発生時における被災者の住まいの確保や地域の自助共助の促進

- ・災害時における行動を区別に具体的に示した区版避難行動計画や浸水想定区域等を示したハザードマップを市民に周知します。 (危機管理課)

---

- ・地域における自助・共助により災害等に対処すべく自主防災組織への活動支援を行います。 (危機管理課)

---

- ・災害時に高齢者、障がいのある人等の避難行動を地域で支援するため、「災害時避難行動要支援者名簿」を自治会や民生委員・児童委員に配布します。 (福祉総務課)

---

- ・災害発生時に被災者の応急的な住まいを早急に確保するため、市営住宅の利用、応急仮設住宅の建設、民間事業者との連携による民間賃貸住宅の空き家活用等を実施するための体制や仕組みづくりに平時から取り組みます。 (住宅課)

---

- ・被災者の生活再建に向けた恒久的な住まいを速やかに確保するため、住宅再建に関する融資、被災民間賃貸住宅への利子補給、災害公営住宅の提供、その他情報等を記載した、住宅復興計画(骨子案)の原案を必要に応じて更新します。 (住宅課)

< 成果指標 >

指標	現状値	目標値 (2026(R8))	最終目標値 (2031(R13))
⑩耐震性を有する住宅ストックの割合 (浜松市建築物耐震改修促進計画)	約 91% (R2)	95% (R7)	—
⑪自主防災訓練実施率	99.8% (R1)	100% (R6)	—※
⑫住宅の地震・台風への安全性に対する不満率	台風：45.3% 地震：44.7% (H30)	不満率の 低下	不満率の 低下
⑬災害に対する住まいの満足度	40.0% (R3)	現状値より 向上	現状値より 向上

※2026 (令和8年) 以降の指標及び目標値については総合計画の今後の目標を踏まえ、改めて検討する。

